

2015年
10月から

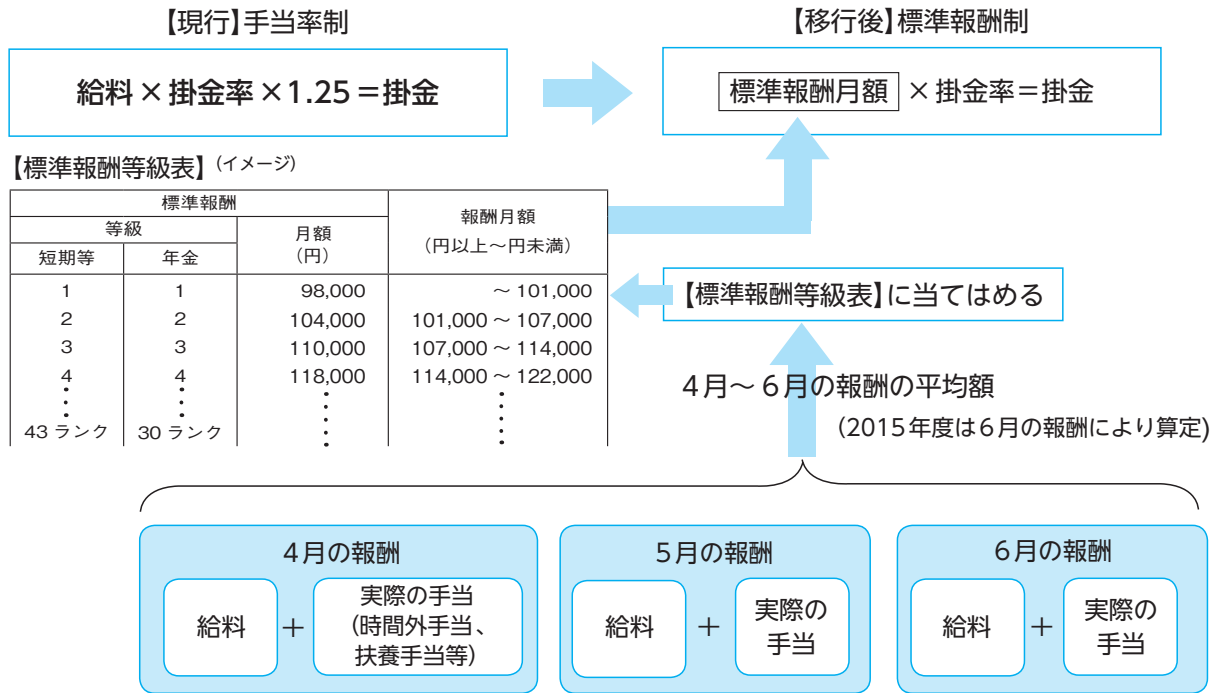
掛金の算定方法が変わります

2015年10月から共済年金は厚生年金保険に一元化され、組合員も厚生年金保険の被保険者となります。
これにより、掛金の計算方法は標準報酬制へ移行することとなります。

現在、掛金は給料月額に手当率を乗じて計算する「手当率制」を採用していますが、標準報酬制では、給料月額のみでなく扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、地域手当など実際に支給される諸手当を基に標準報酬月額を決定します。

標準報酬月額の算定

標準報酬月額は、毎年4月から6月の基本給と諸手当の平均額を標準報酬等級表に当てはめて決定します。
決定された標準報酬月額は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの間(2015年度は10月1日から翌年の8月31日までの間)適用されます。これを定時決定といい、原則1年間変わることはありません。
標準報酬月額は、短期掛金、介護掛金、福祉掛金、厚生年金保険料、退職等年金給付掛金、共済互助会掛金の算定基礎となります。



2015年10月からは基本給が同じ方でも、実際に支給される諸手当の多寡によって掛金の算定基礎となる標準報酬月額に差が生じるようになります。

例 Aさんの場合

基本給 + 通勤手当 + 扶養手当
250,000円 + 10,000円 + 26,000円
= 報酬月額
286,000円



標準報酬	等級	17 等級
	月額	280,000 円

例 Bさんの場合

基本給 + 通勤手当
250,000円 + 7,100円
= 報酬月額
257,100円



標準報酬	等級	16 等級
	月額	260,000 円

<お問合せ先> 総務課 TEL082-545-8222